

議案第 6 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 9 年かすみがうら市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 7 3 , 0 0 0 円
2	4 2 1 , 0 0 0 円
3	4 7 1 , 0 0 0 円
4	5 3 2 , 0 0 0 円
5	6 0 7 , 0 0 0 円
6	7 0 9 , 0 0 0 円

7	829,000円
---	----------

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。